



ページ番号  
1011558

# プレミアム商品券事業

を実施します

経済観光課  
(西庁舎1階)

☎0538-37-4819  
FAX 0538-37-5013

プレミアム率40%の  
いわた応援チケット3を販売!

新型コロナウイルスの感染拡大に加え、円安や原油高などを背景にした物価の高騰が著しいため、市民の生活支援と事業者支援を目的として、プレミアム商品券を発行し、地域経済の活性化を図る事業を実施します。

1枚500円14枚綴りを  
1セット5,000円で販売!!!  
プレミアム率は40%!!  
1セット当たり2,000円お得!!



## 「いわた応援チケット 3」ご利用の流れ

### ①申込期間 11月30日(水)まで

◎自治会を通じて配布されたチラシの商品券購入申込書に必要事項を記入し、郵送でお申し込みください。自治会からチラシが届かない場合は、市役所、各支所、各交流センターでもお渡しします。なお、②の特別土日販売希望者については、アピタ磐田が11月13日(日)、ららぽーと磐田が11月20日(日)の消印有効となります。

### ②販売期間 11月14日(月)～令和5年1月27日(金)

◎お申し込みしていただくと、後日、プレミアム商品券事務局から引換券が返送されます。ご購入の際には、必ず返送されてきた引換券をご持参の上、お申し込みの際に希望された販売所でご購入ください。平日の郵便局での販売に加え、大型商業施設での特別土日販売も実施します。

※特別土日販売については、それぞれの会場で受け入れ人数が限られていますので、希望者が多数の場合は抽選を行い、別日をご案内する場合があります。また、特別土日販売は申込期間が異なりますので、チラシにてご確認ください

### ③使用期間 12月1日(木)～令和5年1月31日(火)

◎市内「いわた応援チケット3」取扱店でご使用ください。使用できる店舗は、プレミアム商品券事務局または市のホームページからご確認ください。



詳しくは、プレミアム商品券事務局までお問い合わせいただくか、ホームページ(左の2次元バーコード参照)をご確認ください。

磐田市プレミアム商品券事務局 ☎053-436-8905 FAX 053-436-7868

## 「いわた応援チケット3」取扱店募集

▶参加資格/市内に店舗、事業所を有する事業者 ▶申込/令和4年10月21日(金)までにプレミアム商品券専用ホームページから申請するか、同ページにある「取扱店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入の上、郵送またはFAXで磐田市プレミアム商品券事務局(〒433-8118 浜松市中区高丘西4-7-22浜松SRC 5F)へ ▶その他/申請の際は、必ず事前に「取扱店募集要項」をご確認ください。ご登録店舗は、専用ホームページに掲載させていただきます  
☎磐田市プレミアム商品券事務局 ☎053-436-8905 FAX053-436-7868



ページ番号

1010664

# 小規模多機能自治 シンポジウム開催

地域づくり応援課  
(本庁舎2階)

☎0538-37-4811

☎0538-32-2353

## これからの地域のあり方とは

### 小規模多機能自治とは

小規模多機能自治とは、小規模ながらもさまざまな機能を持った住民自治の仕組みです。自治会より広い範囲（おおむね小学校区）の住民や団体が「地域共同体」として集結し、地域の実情に応じて、課題の解決や福祉の増進に取り組むことを言います。磐田市においては、地域づくり協議会の取り組みがこれにあたります。

### シンポジウムを開催します

小規模多機能自治に関する講演をはじめ、各種の専門の方々をパネリストに迎え、パネルディスカッションを行います。また、市内の取り組みを紹介しながら、市が目指すこれからの地域のあり方を共有し、自らのまちは自らの手でつくる意識を培う機会として開催します。

## 地域共同体イメージ

地域の住民・あらゆる団体が集結



### ▼内容

【第1部】  
基調講演

●講師

川北秀人氏

(I-IHOE人と組織と地球のための国際研究所代表)



【第2部】

地域づくり実践事例報告  
(中学生以上全住民アンケート)

【第3部】

パネルディスカッション

●コーディネーター

川北秀人氏

●パネリスト

※下記参照

### ▼申込方法

直接または電子申請で、地域づくり応援課（本庁舎2階）へお申し込みください。



▲電子申請

### ▼対象

- 市民
- 各種団体

### ▼場所

磐田市民文化会館「かたりあ」

### ▼開催日時

11月20日(日)  
午後1時～5時

## パネリスト



日詰 一幸氏

静岡大学学長  
(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会委員長



鈴木 まり子氏

NPO 法人日本ファシリテーション協会フェロー  
磐田市男女共同参画審議会会長



どひ 土肥 潤也氏

NPO 法人わかものまちなち事務局長  
いわた高校生まちづくり研究所講師



唐木 啓介氏

群馬県健康福祉部副部長  
磐田市出身



板持 周治氏

島根県雲南市役所政策企画部長  
兼 地域振興課長



草地 博昭

磐田市長

# もったいない 減らそう！食品ロス

ごみ対策課

(磐田市クリーンセンター内)

☎0538-37-4812

FAX 0538-36-9797

## 10月30日は「食品ロス削減の日」です

磐田市では循環型社会の形成を目指すため、昨年6月から市内の市民団体や事業所と「食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、食品ロスの削減に取り組んでいます。食品ロスを減らすため、食べ物を「買わず」「使い切る」「食べ切る」など、「できる」ことから始めましょう。

### 食品ロスってなんだろう？

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまっている食品のことです。日本では年間数百万トンもの食品が廃棄されています。(国民1人あたり毎日おにぎり1個分)

令和2年度「磐田市可燃ごみ内容物調査」によると、磐田市の家庭から排出される食品ロスの量は年間約1680トンで、食べ残しや未開封・未使用のまま捨てられている食品が生ごみのうち約2割を占めていました。



▲手付かずで廃棄された食品

家庭で食品ロス削減のために  
できること(冷蔵庫編)

### ①食品をカテゴリー分けする

・食品を調味料、麺類、乾物、粉もの、飲みもの、非常食などにカテゴリー分けしましょう

・冷蔵庫は、定番食材、調理予定の食材、期限の近いもの、食べかけのもの、小さいものなどに分類しましょう

### ②整理整頓は「見える化」が効果抜群！

・小さい食材はカゴやトレイを活用しましょう

・中身が見える透明容器を活用しましょう

・使いかけや早く食べるものは目立つ場所に置きましょう

### ③とりあえずのスペースを作る

・詰めすぎず余裕を持った配置にしましょう

・常にフリースペースを確保しておくことが、整理整頓を長続きさせるコツです

### ④冷蔵庫でも手前から取って

・スーパーの陳列棚のように、家の冷蔵庫や食品棚も、期限が長い食品を奥に、期限が近い食品を手前に保管しましょう

## 値引きシール

## を集めて 食品ロス削減キャンペーン

県内初の取り組みとして昨年度4千通以上の応募をいただき、好評につき2回目となるこのキャンペーンは、**対象スーパーで値引きシールが貼ってある食品を購入**することで、消費・賞味期限切れによって廃棄される「食品ロスの削減」につなげることを目的としています。ぜひ、市民の皆さまのご応募をお願いします。

と き／10月30日(日)～来年1月11日(水)

対象者／市内在住の方

応募方法／

市ホームページ▶



- ①市内対象店舗で値引きシールの貼られた商品を購入する
- ②値引きシール5枚を対象店舗などにある専用応募はがき(10月29日(日)から配布します。市ホームページからもダウンロード可)にテープなどで貼る
- ③必要事項を記入し、切手を貼って郵送するか、直接ごみ対策課、環境課(西庁舎1階)または各支所にある応募箱へ
- ④抽選で100名にしっぺいグッズが当たります。

その他／対象店舗など詳しくは市ホームページをご確認ください。





ページ番号  
1006285

# 成人式二十歳の集い 「かたりあ」で開催

## 二十歳の夢を語り合おう

地域づくり応援課  
(本庁舎2階)

☎0538-37-4870  
FAX 0538-32-2353

今年4月1日から成年年齢が18歳となりましたが、本市では成人式の対象年齢を20歳の方とし、「**二十歳の集い**」の名称で開催します。

### ▼開催日時

令和5年1月8日(日)

【第一部】午前9時～10時00分

【第二部】午前11時～12時00分

※式典形式で二部制です

※出身中学校ごとで時間が異なります

### ▼場所

磐田市民文化会館「かたりあ」ホール

### ▼対象

平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方

【第一部】磐田第一、南部、城山、

向陽、神明、磐田東中学校

の卒業生

【第二部】福田、竜洋、豊田、豊田南、

豊岡、その他の中学校の

卒業生

### ▼内容

◎各学校代表による決意の辞

実行委員代表が、これまでの感謝と

未来に向けた決意を語ります

◎集合写真を撮影

式典終了後、中学校別に集合写真を

撮影します

◎母校の後輩へメッセージ

後輩に向けた応援メッセージを記載

する場所を設けます。メッセージは

後日、学校に渡します

### ▼保護者などの観覧

ホール2階席を観覧席として開放します



ページ番号  
1001578

# 磐田市生活バス路線 「掛塚磐田駅線」運行案内

## 令和4年4月1日から運行しています

地域づくり応援課  
(本庁舎2階)

☎0538-37-4751  
FAX 0538-32-2353

磐田市生活バス路線「掛塚磐田駅線(とつか系統・千手堂系統・北高系統)」は令和4年4月1日から運行を開始しました。8月末時点の利用者数は1万729人で、多くの方の通勤通学にご利用いただいています。

### 市内高校の通学に便利

「北高系統」の朝1便は、磐田駅から磐田南高校を経由して磐田北高校まで運行しています。また、「とつか系統」は、掛塚から豊田町駅を経由して、磐田西高校へ運行しています。通学にバス利用を検討されている方は、ぜひご利用ください。

### 車両について

水色の小型・中型バス車両で運行しています。車内は座り心地が良く快適で、どなたでも利用しやすい車両です。



### 運賃の支払い方法について

現金、定期券、回数券のほかPay Payを利用した支払いも可能です。

### 回数券について

掛塚磐田駅線では、最寄りのバス停から目的地までの運賃ごとに回数券を購入することができます。ぜひご利用ください。  
回数券、定期券のお問い合わせは浜松バス(株) ☎053-1584-4000へご確認ください。

# 地域活動支援

## センターを開設

福祉課  
(i プラザ 3 階)

☎0538-37-4919

FAX 0538-36-1635

障がい者やひきこもりの方の

自立を支援します

### 地域活動支援センター

#### 所在地

上岡田1079-1

(聖隷びゅあセンター警田内)

#### 利用対象者

- ・市内在住の障がいのある方
- ・ひきこもりの方など

#### 利用料

無料(ただし、材料費などは実費負担)

#### 開所日・開所時間

月曜～金曜日

(外出活動やイベントなどに合わせて  
土日開催の場合があります)

午前9時～午後4時

#### 利用について

福祉課または地域活動支援センターへお問い合わせください

#### ◎地域活動支援センター

☎05338-31-3020

FAX 05338-35-6200

#### 活動内容

10月1日(土)に聖隷びゅあセンター警田内に、地域に暮らす障がいのある方などが気軽に利用でき、さまざまな活動を通して社会参加を目指す施設「地域活動支援センター」を開設しました。

#### 居場所や活動機会の提供

居場所や活動機会を提供することで、社会との交流の場の促進につなげます。

#### 相談支援

専門の支援員が、「困りごと」の相談受付「や」地域の支援機関と連携して障がいのある方などのサポートなどをを行います。

# 「行政相談」を

## ご利用ください

市民相談センター  
(本庁舎1階)

☎0538-37-4746

FAX 0538-39-2262

行政に関する苦情、意見・要望は

行政相談をご利用ください

### 「行政相談」って何？

行政相談は、国や独立行政法人、特殊法人の業務や、国が関わっている都道府県・市区町村などの業務に対する苦情、意見・要望などを幅広く受け付け、担当する行政機関とは異なる立場から、必要に応じて、関係行政機関にあつせんを行います。そして、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度・運営の改善に生かす仕組みです。

### 相談窓口

・行政相談委員が開設している行政相談所  
(24ページをご覧ください)

・総務省行政相談センター「きくみみ」

☎0570-090110

※特定の申込書などの提出といった難しい手続は不要です。相談費用は無料です。相談者の秘密は固く守られます

### 行政相談委員って？

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された地域の民間有識者です。無報酬のボランティアとして、全国各地で約5千人が活動しており、毎年約8万件以上の相談を受け付けています。

### 警田市で活動する行政相談委員



秋山 俊満 (神増)  
☎090-5601-1014



小野 里美 (大泉町)  
☎35-0874



鷹野 志つ江 (竜洋中島)  
☎66-3008-1



三戸部 孝 (上方能)  
☎34-8072



ページ番号

1001574・1001557

# 水環境を守るために

上下水道総務課  
(福田支所 2階)

☎0538-58-3086

FAX 0538-58-3123

## 合併処理浄化槽への転換をご検討ください

### 下水道整備予定がない地域では合併処理浄化槽への転換を

単独処理浄化槽は、トイレの排水だけを処理し台所やお風呂などの排水を未処理のまま側溝や河川に放流するため、汚れや臭いの発生の原因となります。水環境を守るため、生活排水を全て処理できる合併処理浄化槽への転換にご協力をお願いします。

### 合併処理浄化槽設置補助制度

市では公共下水道などの整備予定がない区域で合併処理浄化槽を設置する方を対象に、設置費用の一部を補助しています。補助制度の利用には要件があるため、必ず工事の前に上下水道総務課へご相談ください。

### 浄化槽の維持管理について

浄化槽は微生物の力を利用して、汚水をきれいな水に浄化して川などに流す



ここで豊かな自然環境を守ります。浄化槽を使用する場合は、その機能を十分に発揮させるために、適切な維持管理が必要不可欠です。浄化槽法で義務付けられた保守点検・清掃・法定検査を必ず行ってください。

### 下水道が整備された地域では下水道への接続を

下水道は河川の水質改善などまちの良好な環境を守るために大切な役割を果たしています。

皆さんが接続することで下水道の効果を発揮することができます。下水道が使えるようになったら、速やかに接続して環境をより良くしましょう。

# 美しく住みよいまちに

環境課  
(西庁舎 1階)

☎0538-37-2702

FAX 0538-37-5665

## 環境保全のために生活ルールを守りましょう

### ごみのポイ捨てはやめましょう

みなさんはポイ捨てされたごみを見かけたことがありますか？

たばこの吸い殻、飲み物などの容器(ペットボトル・缶)、レジ袋などが道路や河川などいろいろな場所に捨てられています。

ポイ捨てという一部の心無い方の行いは、景観を損ねるばかりか周囲の人々が不快な思いをさせてしまいます。ポイ捨ては絶対にしないでください。

### ポイ捨てさせない環境づくりを

ごみのポイ捨ては雑草が繁殖している私有地などでも多くみられます。土地の所有者や管理者の方は、定期的に草刈りをしたり、柵やロープを設置したりするなど適切な管理をお願いします。

軽微なごみのポイ捨てでも不法投棄という犯罪になります。市では、ごみを捨てられる頻度が高い場所や悪質な場

合などは、磐田警察署へ情報提供するなどの対応を行っています。

### 野焼きは法律で禁止されています

野焼きによる悪臭、煙害の相談が多く寄せられています。

野焼きとは、家庭や事業所などから出たごみを適切な焼却設備以外で焼却することを言います。焼却行為で周辺の生活環境を損なわないようにご協力をお願いします。

また、法律により一部を除き「廃棄物を焼却してはならない」と規定されており、違反者には5年以下の懲役もしくは、1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金が科せられることがあります。

生活ルールを守り、美しく住みよいまちにしましょう。

# 特殊詐欺被害に 遭わないために

地域づくり応援課  
(本庁舎 2階)

☎0538-37-4751

FAX 0538-32-2353

「迷惑電話にお困りではありませんか？」

市内で団体職員などをかたり、「還付金の返金をします」「介護施設に入所できる権利があります」「利用している金融機関を教えてください」といった不審電話が確認されています。こうした電話による高齢者の詐欺被害を未然に防止するため、通話録音装置などの購入費用の一部を補助します。



## 対象者

市内在住で65歳以上の方

## 補助内容

機器購入費用のうち、10000円未満の端数を切り捨てた金額を補助(限度額は1万円)

※1世帯1台限り

## 対象機器

固定電話に取り付けるタイプのうち、次の①②のどちらかを選択

### ①通話録音装置

着信時に自動で相手に録音することを予告し、通話内容を録音する機能があるもの

### ②着信拒否装置

悪質電話の着信を自動判別し、点灯で通知、または自動で着信切断する機能があるもの

※毎月の情報利用料が別途必要になります

※電話機本体に機能が内蔵されているものは補助の対象となりません

## 申請方法

機器の購入前に申し込みが必要です。直接またはFAXで申込書(市ホームページからダウンロード可)を地域づくり応援課へ提出してください。書類審査後、内示通知を郵送します。**内示通知が届いてから機器を購入してください。**※設置により、迷惑電話を完全に排除できるわけではありません

# 11月と12月は 滞納整理強化月間です

収納課  
(本庁舎1階)

☎0538-37-4906

FAX 0538-33-7715

「差押えなどの滞納整理を強化します」

## 市税を滞納する方

納期内に納めている方との公平性を保つため、滞納を放置されている方や納付できないのに納付しない方には、預金や給与などの財産を調査し、差押えや捜索、公売などの滞納処分を実施します。令和3年度は、2435件の差押えを執行しました。

## 納められない事情があるときは

早めに収納課(本庁舎1階)へご相談ください。

とき 平日 午前8時30分～午後5時15分

## 市税の納付は

納め忘れない口座振替をご利用ください。また、納付書の裏面に掲載した金融機関およびコンビニエンスストアでの納付のほか、各種スマートフォン決済もご利用いただけます。詳しくは、市ホームページ、納付書の裏面をご覧ください。

## 小中学生の税に関する 作品展示会

11月11日(金)～17日(木)は税を考える週間です。納税の大切さや税に対する理解を深めてもらうため、市内小中学生から募集した税に関する作文、習字、ポスターなどの作品展示会を開催します。

## 入賞作品展示

とき 11月1日(火)～17日(木)

場所 磐田市情報館(ららぽーと磐田内)

## 全作品展示

とき 11月30日(水)～12月4日(日)

場所 中央図書館 展示室1